

◆函館市耐震改修促進計画（改定素案）の概要について

計画の改定理由と改定の主な内容

平成21年3月に策定した「函館市耐震改修促進計画」の計画期間（平成21年度～27年度）終了に伴い、平成28年度以降も引き続き建築物の耐震化を計画的に促進するため当該計画を改定します。

■改定の主な内容

国が定める「建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針」及び北海道が定める「北海道耐震改修促進計画」等に基づき、計画期間及び耐震化率の目標を設定します。

計 画 期 間	平成28年度から平成32年度までの5年間
耐震化率の目標	住宅および多数の者が利用する建築物の耐震化率を95%

■耐震化率の現状と目標

	H25	H32推計	H32目標
住 宅 〔耐震性を有する戸数 総戸数〕	78.1% 〔94,820戸 121,390戸〕	91.8% 〔101,770戸 110,900戸〕	95.0% 〔105,360戸 110,900戸〕
多数利用建築物 〔耐震性を有する棟数 総棟数〕	H27 86.3% 〔1,107棟 1,282棟〕	91.5% 〔1,189棟 1,300棟〕	95.0% 〔1,236棟 1,300棟〕

新 築 却 替

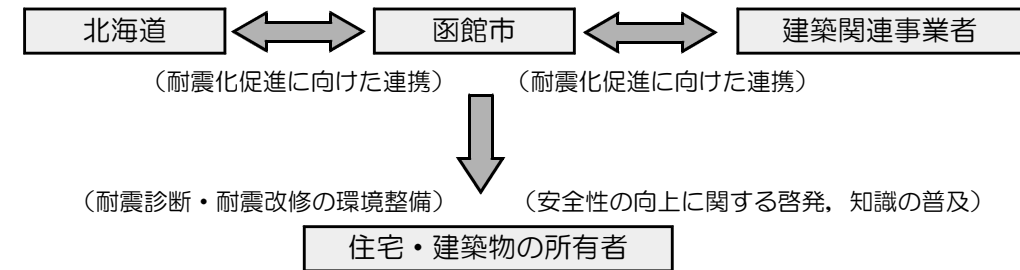
耐震化率の目標95%を達成するためには・・・

・住宅で約3,600戸、多数利用建築物では47棟の耐震化が必要とされる。

建築物の耐震化を促進するための施策

■基本的な取組方針

住宅や建築物の耐震化を図るためには、市民や建物の所有者等が地震防災対策を自らの問題、地域の問題として取り組むことが不可欠であり、こうした取り組みをできる限り支援する観点から、北海道や建築関連事業者などと連携しながら、耐震診断や耐震改修を行やすい環境の整備に努めていくことを基本的な取組方針とします。



■耐震化を促進するための取組み

平成32年度までに耐震化率を95%にするという目標を達成するためには、地震対策の選択肢を増やし、取り組みを進めることが必要です。

そのため、地震災害時の人的被害の軽減を最優先に考え、「耐震対策の推進」および「普及・啓発等の強化」の2つの施策の方向のもと、具体的な取り組みを推進します。

施策の方向と具体の取組み	住 宅	多数利用 建 築 物
■耐震対策の推進		
(1) 住宅の耐震診断・耐震改修に係る補助制度の実施	○	○
(2) 特定建築物の耐震改修に係る補助制度の実施	○	○
(3) 市有建築物の耐震診断・耐震改修の実施	○	○
(4) 避難路沿道建築物の耐震化の促進	○	○
(5) 耐震改修促進法・建築基準法による指導・助言等	○	○
■普及・啓発等の強化		
(1) 地震防災に関するパンフレット等の作成	○	○
(2) 地震防災マップの作成	○	○
(3) セミナーや出前講座等の開催	○	○
(4) 耐震診断・耐震改修に係る相談窓口の設置	○	○
(5) 耐震の認定制度の普及による耐震化の機運の向上	○	○
(6) ブロック塀や窓ガラス等の安全対策等の普及・啓発	○	○